

**金融リテラシー・ベーシック・セミナー**

# 『生活のリスクと保険』



株式会社コンシリウス

# 「お金の寺子屋」

## 生活を設計する

第1部 家計と生活設計の基礎知識

第2部 生活のリスクと保険

第3部 ライフプランと住宅

## 資産をつくる

第4部 金融と金融商品の基礎知識

第5部 金融経済と資産運用

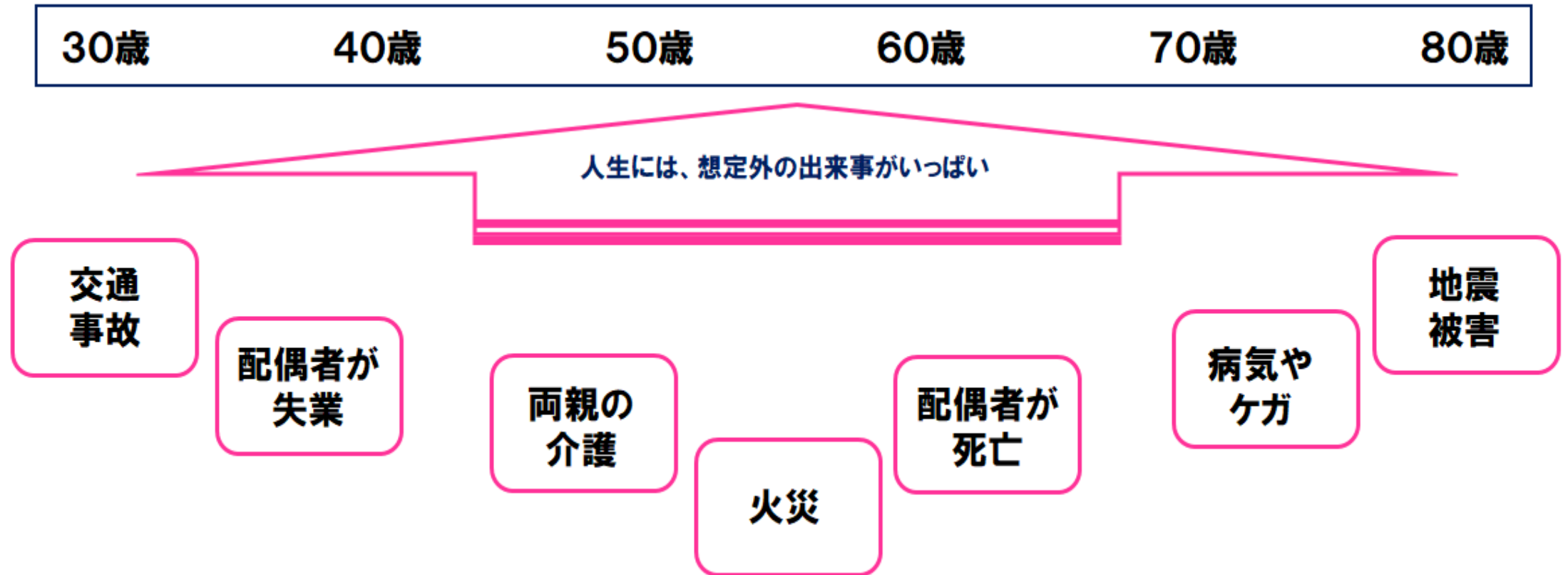
第6部 NISAとDC

# 目次

1. リスクに対する保障手段
2. 社会保険料
3. 医療保険制度
4. 介護保険制度
5. 年金保険制度
6. 企業保障 退職一時金と企業年金
7. 私的保障 生命保険と損害保険

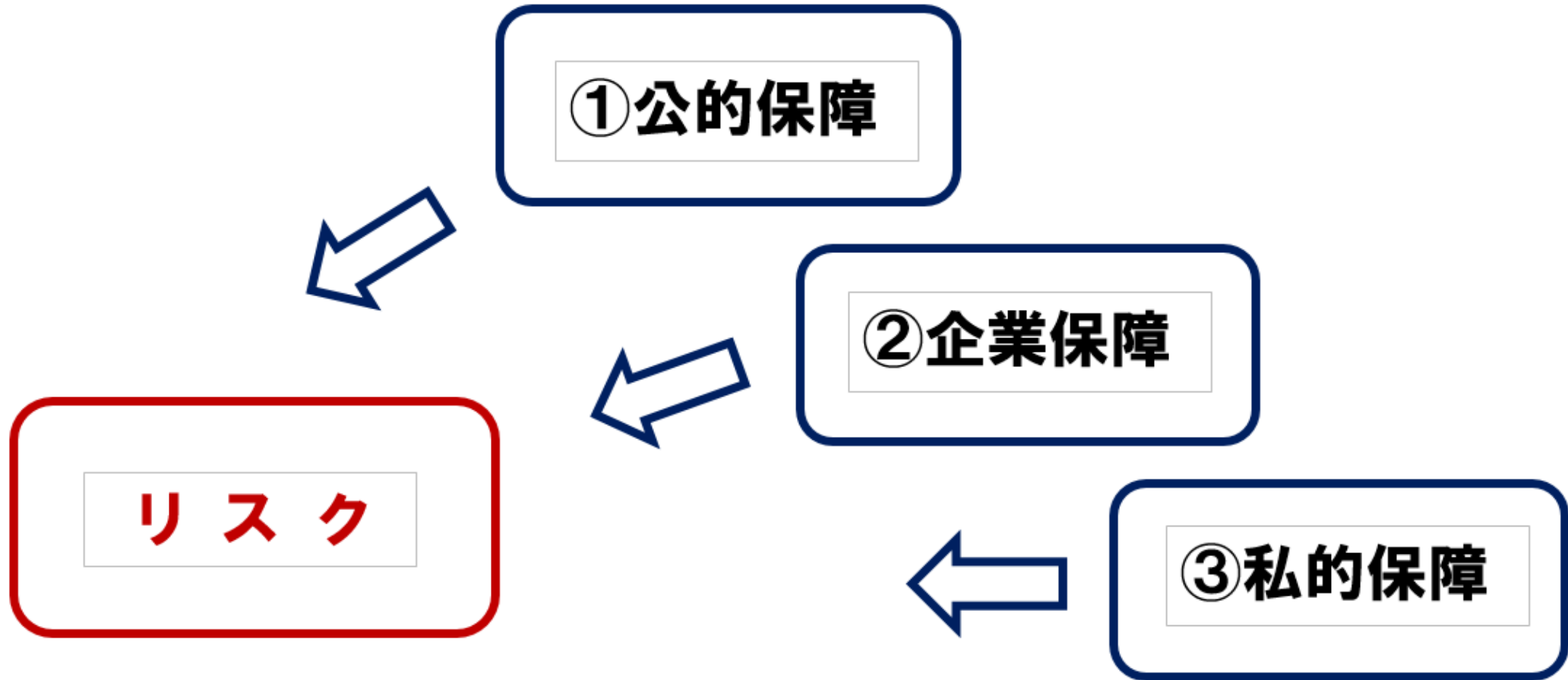
# 1. リスクに対する保障手段

# 予期せぬリスクには、保険で対応



保険とは、いつ発生するかわからないが発生すれば多大な費用のかかる出来事に備えること

# リスクに対する保障手段



## 2. 社会保険料

# 社会保障制度

社会保険

社会福祉

児童福祉、母子福祉

障害者福祉

公的扶助

保健医療・公衆衛生

生活保護

保健所や保健センターが行う

感染症対策など



# 社会保険制度

	会社員など	公務員など	自営業者など	高齢者
医療保険	健保組合 協会けんぽ	共済組合	国民健康保険	国民健康保険 後期高齢者医療制度
介護保険	介護保険	介護保険	介護保険	介護保険
年金保険	厚生年金	厚生年金	国民年金	-
雇用保険	雇用保険	-	-	-
労災保険	労災保険	公務災害補償制度	-	-

# 社会保険料（会社員）

	保険料率	被保険者	事業主
医療保険	9.900%	4.950%	4.950%
介護保険	1.730%	0.865%	0.865%
厚生年金保険	18.300%	9.150%	9.150%
雇用保険	0.900%	0.300%	0.600%
労災保険	0.250%～8.800%	-	0.250%～8.800%

\*医療保険、介護保険は2019年適用分、協会けんぽ（東京都）のケース

\*厚生年金は、2019年適用分

\*雇用保険は、一般の事業の場合、2019年適用分

\*労災保険は、2019年適用分（0.25%は通信、放送、金融、保険、不動産業など。8.80%は金属鉱業など）

# 社会保険料（公務員）

	保険料率	組合員掛金率	事業主負担率
短期経理 (医療保険)	8.450%	4.225%	4.225%
短期経理 (介護保険)	1.384%	0.692%	0.692%
厚生年金保険経理 (厚生年金保険)	18.300%	9.150%	9.150%
退職等年金経理 (年金払い退職給付)	1.500%	0.750%	0.750%

\*医療保険、介護保険は2019年、東京都市町村職員共済組合のケース

\*雇用保険はない（公務員退職手当法に定められる額と雇用保険に定められる額の差額は支給される）

\*労災保険に当たるのは、公務員災害補償制度

# 社会保険料（自営業者など）

	保険料		
	基礎分保険料	後期高齢者支援金分	介護分保険料
国民健康保険 (年額)	A 算定基礎額×7.25%	A 算定基礎額×2.24%	A 算定基礎額×1.34%
	B 39,900円/1人	B 12,300円/1人	B 15,600円/1人
	(賦課限度額61万円)	(賦課限度額19万円)	(賦課限度額16万円)
	*A：所得割額、B：均等割額 *算定基礎額＝総所得金額等－基礎控除額（33万円）		
国民年金保険 (月額)	16,410円/月額		

\*国民健康保険料は、2019年、目黒区のケース

\*国民健康保険料は、世帯単位で納付

# 社会保険料（後期高齢者75歳以降）

	保険料
後期高齢者医療制度 (年額)	算定基礎額×8.8%+均等割り額43,300円 賦課限度額62万円 *算定基礎額=総所得金額-基礎控除額(33万円)
介護保険制度 (年額)	保険料の基準額 74,880円 *保険料は所得段階(17段階)に応じ、基準額×0.45~3.60倍で計算

\*国民健康保険料は、2019年、目黒区のケース

\*医療保険、介護保険とも、個人単位で納付

# 60歳以降の社会保険

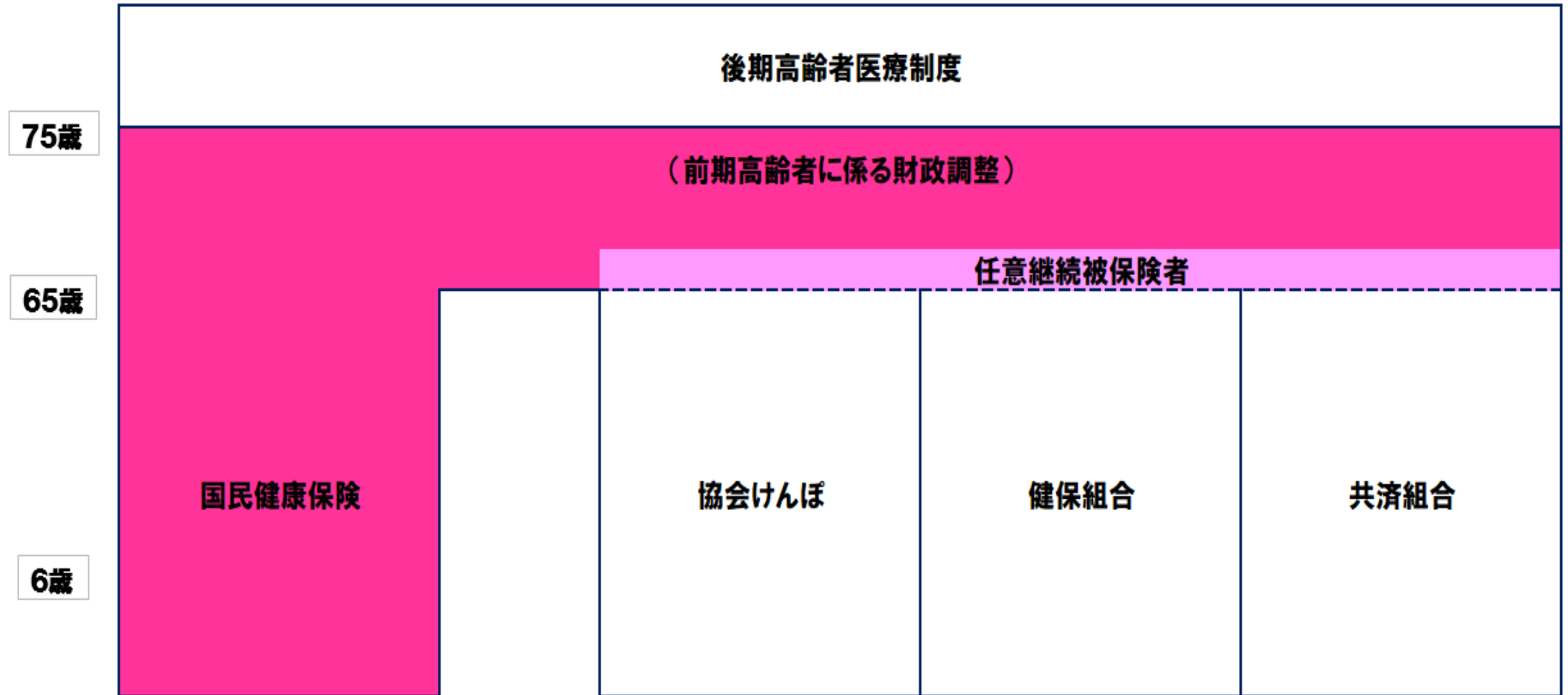
		60歳～65歳未満	65歳以上75歳未満	75歳以降
医療・介護		健保組合、協会けんぽ	(60歳以降も働いた場合、退職まで加入)	
	任意継続	国民健康保険	(60歳で退職①)	
		国民健康保険	(60歳で退職②)	
年金			国民健康保険	後期高齢者医療制度
			介護保険(第1号被保険者)	
		厚生年金	(65歳以降も働いた場合、原則70歳まで加入)	
		国民年金(任意継続)	(任意継続は65歳まで)	

世帯単位で納付

個人単位で納付

### **3. 医療保険制度**

# 医療保険制度



\* 一部の健保組合には特例退職被保険者制度があります



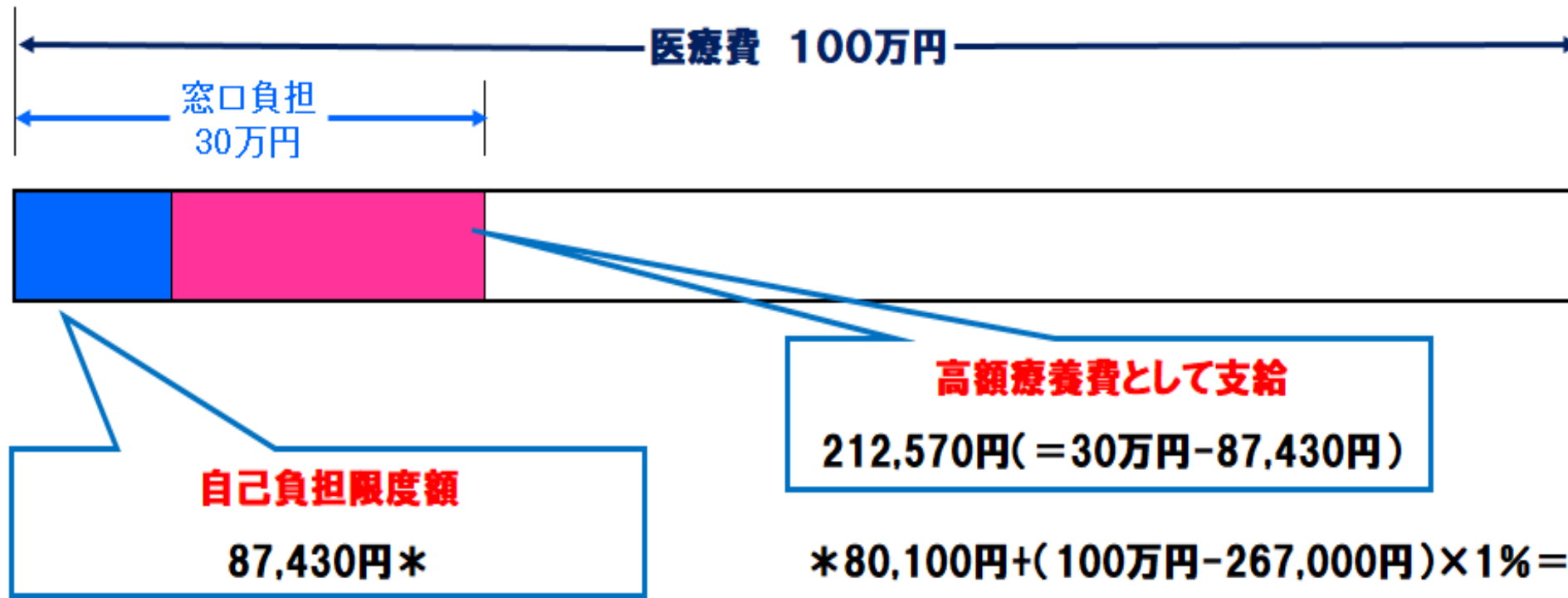
# 医療費の患者負担



# 高額療養費制度

『高額療養費制度』 月毎の自己負担が限度額を超えた場合に、超えた金額を支給する制度

＜一般的な例 被用者本人(3割負担)のケース＞



\*自己負担額は世帯で合算できます。

## 4. 介護保険制度

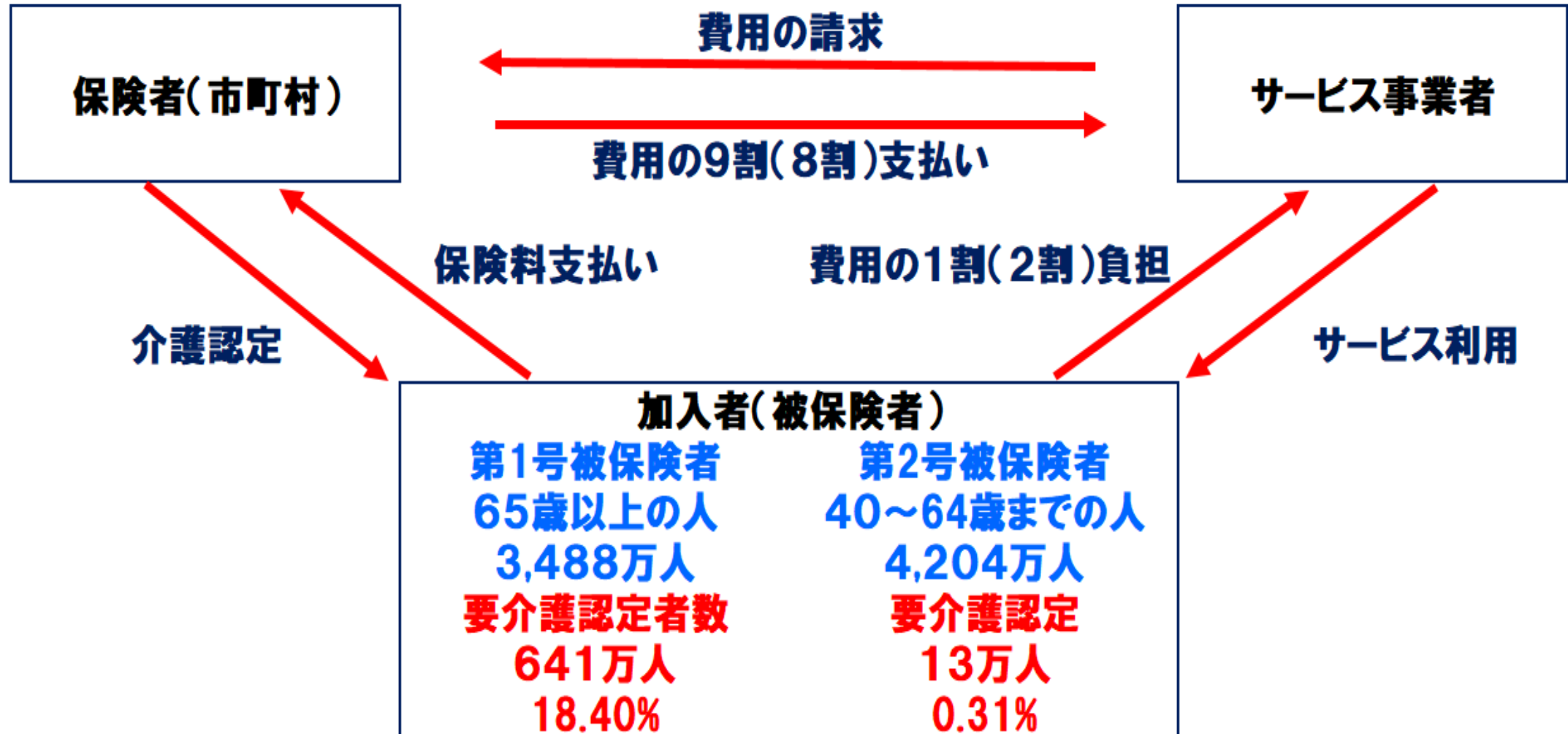
# 要支援、要介護の状態

	心身の状態（イメージ）
要支援1	日常生活の基本的なことは、ほとんど自分で行うことができ、一部に介助が必要とされる状態
要支援2	要支援1よりも、立ち上がりや歩行などの運動機能に若干の低下が見られ、介助が必要とされる状態
要介護1	自分の身の回りのことはほとんどできるものの、要支援2よりも運動機能や認知機能、思考力や理解力が低下し、部分的に介護が必要とされる状態
要介護2	要介護1よりも日常生活能力や理解力が低下し、食事や排せつなど身の回りのことについても介護が必要とされる状態
要介護3	食事や排せつなどが自分でできなくなり、ほぼ全面的に介護が必要な状態
要介護4	要介護3よりも動作能力が低下し、日常生活全般に介護が必要な状態
要介護5	要介護状態において最も重度な状態。一人で日常生活を送ることがほぼできず、食事や排せつのほか、着替え、寝返りなど、あらゆる場面で介護が必要。意思疎通も困難な状態

# 介護サービス

介護サービスの種類	施設サービス	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、 介護老人保健施設(老健)
	在宅サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、 通所介護(デイサービス)、通所リハビリ(デイケア)、 ショートステイ、短期入所療養介護など
	地域密着サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護、 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)など

# 介護保険制度のしくみ



# 介護保険制度の利用限度額

	介護保険で利用できる1か月の限度額（居宅サービス／2018年3月現在）
要支援1	50,030円
要支援2	104,730円
要介護1	166,920円
要介護2	196,160円
要介護3	269,310円
要介護4	308,060円
要介護5	360,650円

# 介護保険の負担軽減措置

所得の区分	自己負担の限度額	介護保険施設の費用上限
現役並み所得者がいる世帯 (第1号被保険者収入が383万円以上)	個人 - 世帯 44,400円/月	-
住民税を課税されている人がいる世帯	個人 - 世帯 44,400円/月**	-
世帯全員が住民税課税されていなく、 本人の年金収入等が80万円超	個人 - 世帯 24,600円/月	食費 650円/日 居住費 370円/日
世帯全員が住民税課税されていなく、 本人の年金収入等が80万円以下	個人 15,000円/月 世帯 24,600円/月	食費 390円/日 居住費 370円/日
生活保護を受給している世帯	個人 15,000円/月 世帯 15,000円/月	食費 300円/日 居住費 0円/日

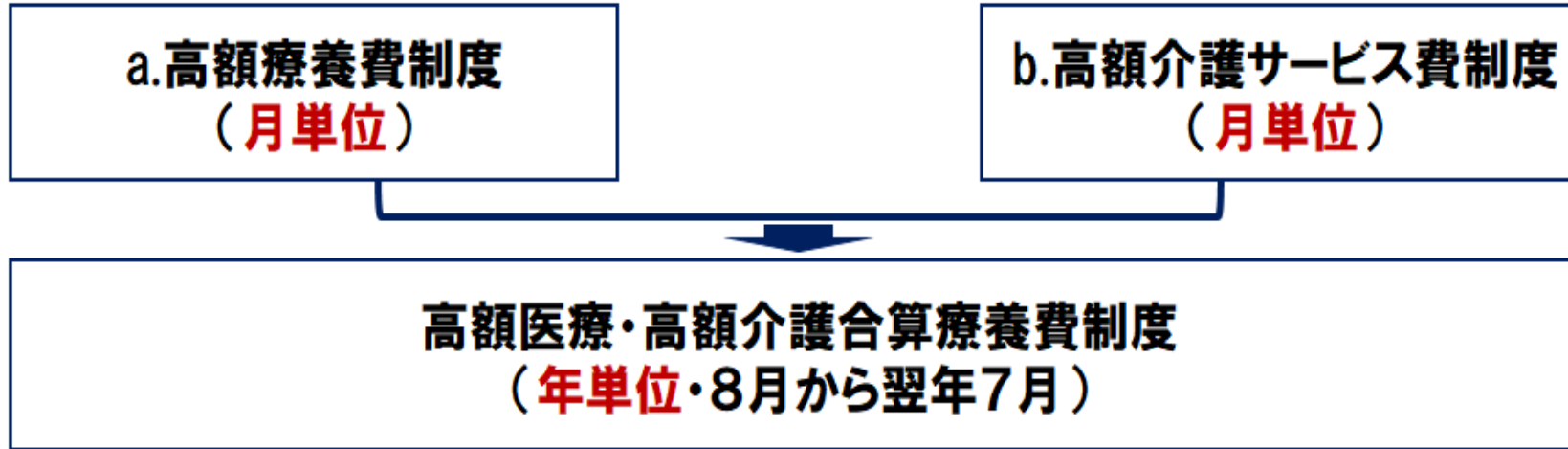
\*\*世帯の65歳以上が全員1割負担の場合、年単位で446,400円が上限

\*自己負担の限度額には、介護保険施設の住居費、食費、日常生活費は含まれない

\*介護保険施設の基準費用額は食費1,380円/日、居住費1,970円



# 高額医療・高額介護合算療養費制度



**a・b適用後の合計額が高額になった時に所得に応じて負担軽減  
後期高齢者医療保険同士、国民健康保険同士の場合、合算可能**

70歳以上	
住民税非課税、年収80万円以下	限度額 19万円
住民税非課税	限度額 31万円
年収約156～ 370万円	限度額 56万円
年収約370～ 770万円	限度額 67万円
年収約770～1160万円	限度額141万円

70歳未満	
住民税非課税	限度額 34万円
年収約210万円以下	限度額 60万円
年収約210～ 600万円以下	限度額 67万円
年収約600～ 901万円以下	限度額141万円
年収約901超	限度額212万円

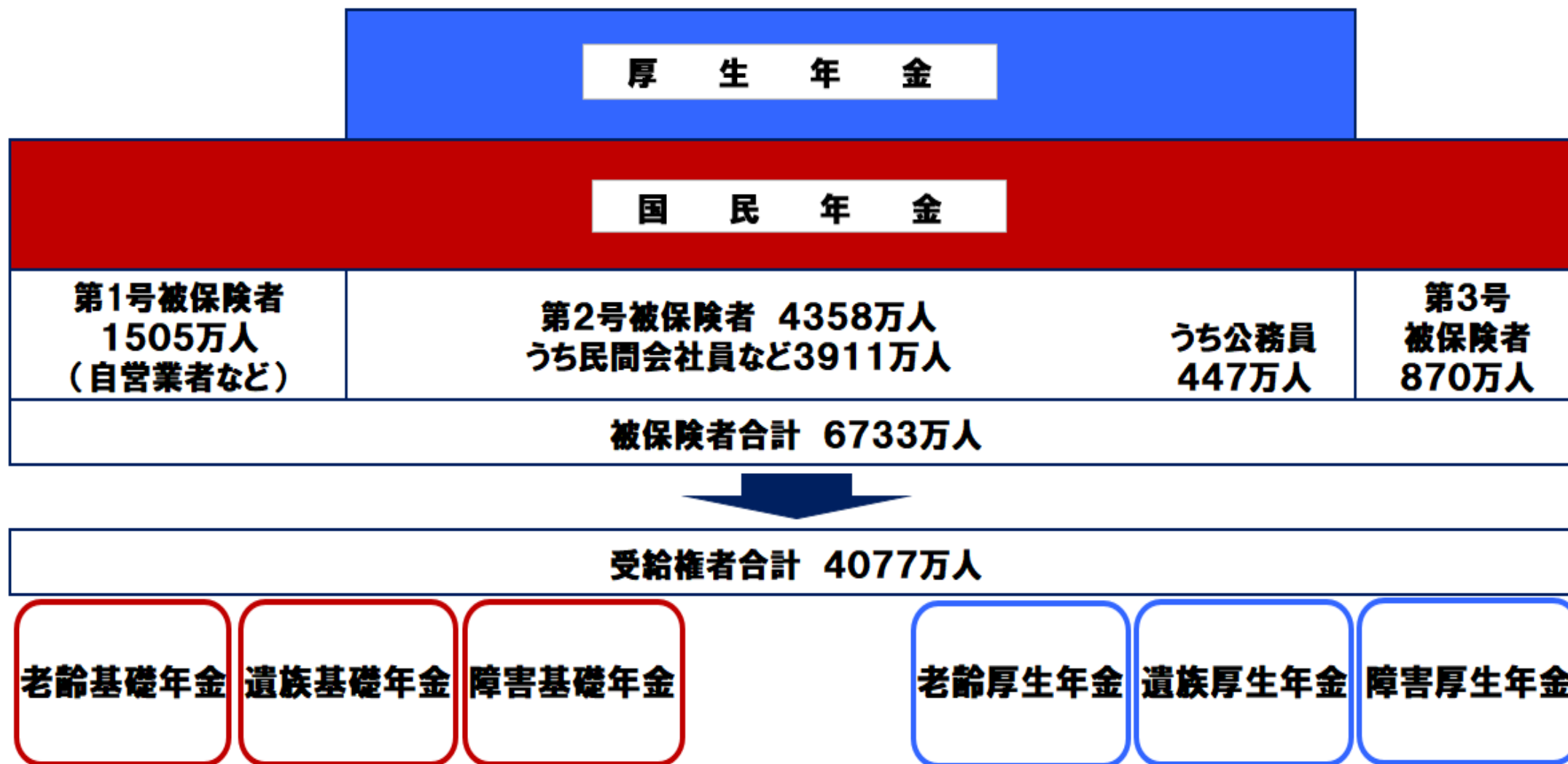
## **5. 年金保険制度**

# 年金制度の体系

国民年金基金	個人型確定拠出年金	厚生年金基金	確定給付 企業年金	企業型 確定拠出年金	年金払い退 職給付
			厚生年金		
国民年金					
第1号被保険者 1505万人 (自営業者など)	第2号被保険者 4358万人 うち民間会社員など3911万人			うち公務員 447万人	第3号 被保険者 870万人
被保険者合計 6733万人					

(2018年3月現在 厚生労働省)

# 公的年金制度



# 老齡年金① 年額額と支給要件

	老齡基礎年金	老齡厚生年金
年金額 (2019年)	年金額 = 満額 × (保険料納付月数 / 480) 満額 780,100円 (月額65,008円) <b>2017年平均 月額55,518円</b>	年金額 = 報酬比例部分 + 定額部分 + 加給年金額 <b>2017年平均 月額152,595円</b> <b>男性平均 月額174,535円</b> <b>女性平均 月額108,776円</b>
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老齡基礎年金：資格期間10年以上、65歳以降</li> <li>・特別支給老齡厚生年金：資格期間10年以上、受給開始年齢以降、厚生年金1年以上加入</li> <li>・65歳から老齡厚生年金：資格期間10年以上、65歳以降、厚生年金加入期間あり</li> </ul>	

## 老齢年金② 老齢厚生年金額の計算

老齢厚生年金＝報酬比例部分+定額部分+加給年金額	
報酬比例部分	報酬比例部分＝A+B（A：2003年3月以前の加入期間、B：2003年4月以降の加入期間） A＝平均標準報酬月額×0.7125%×加入月数 B＝平均標準報酬額×0.5481%×加入月数
定額部分	定額部分＝1,626円×1.000×加入月数
加給年金額	被保険者期間が20年以上あり、65歳時点で生計を維持している配偶者または子がいる場合 配偶者分：390,100円（受給者が昭和18年以降生まれの場合） 1人目・2人目の子：各224,500円、 3人目以降の子：各74,800円

# 障害年金 年額額と支給要件

	障害基礎年金	障害厚生年金
年金額 (2019年)	1級 975,125円+子の加算 2級 780,100円+子の加算 子の加算 第1子、第2子：各224,500円 第3子以降：各74,800円	1級 報酬比例の年金額×1.25 +配偶者加給年金額(224,500円) 2級 報酬比例の年金額+配偶者加給年金額 3級 報酬比例の年金額(最低保証額585,100円) 被保険者期間300カ月未満は300カ月で計算
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害の原因となった病気・けがの初診日が、国民年金(厚生年金)加入期間であること</li> <li>・障害の状態が障害認定日に障害等級表の1級、2級(障害厚生年金は3級も)に該当する</li> <li>・保険料納付要件を満たす(保険料納付済期間+免除期間が被保険者期間の3分の2以上)</li> </ul>	

国民年金=障害基礎年金+子の加算額、厚生年金=報酬比例年金+配偶者加給年金額(3級は報酬比例年金のみ)

保険料納付要件の特例：初診日2026年4月1日まで、初診日がある月の2か月前までの直近1年間に未納期間がなければよい  
 初診日とは初めて医師等の診療を受けた日、障害認定日とは初診日から1年6か月を過ぎた日または症状が固定した日



# 遺族年金① 年金額と支給要件

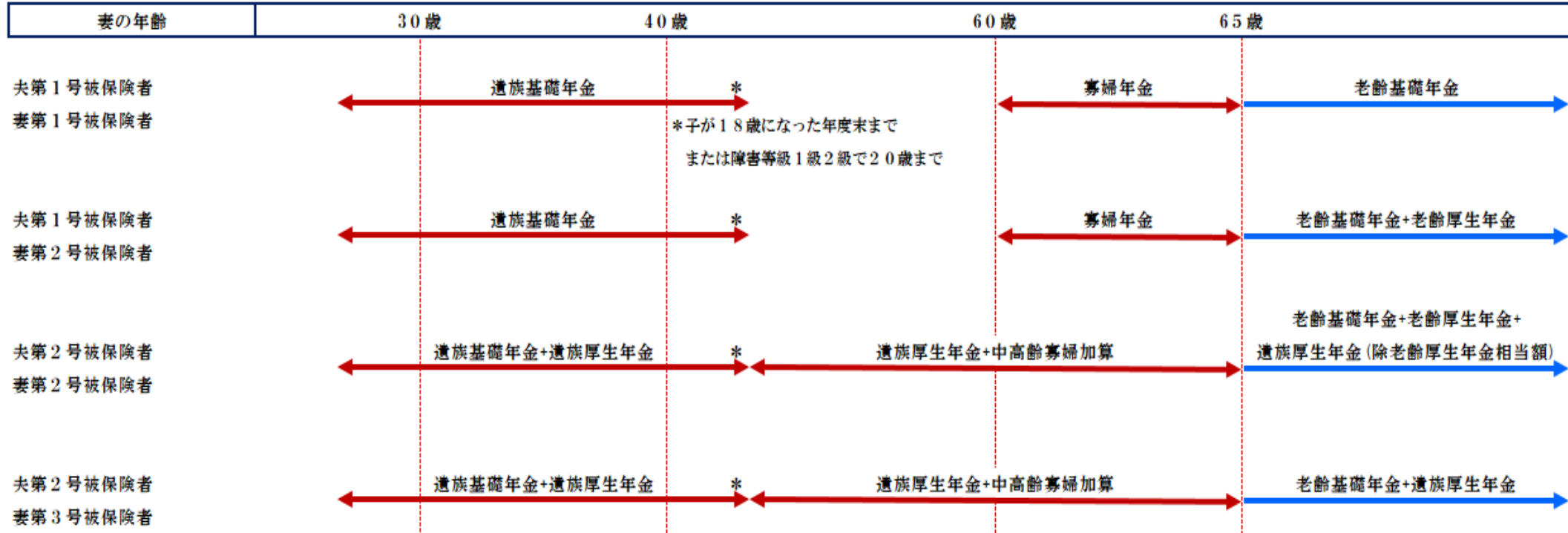
	遺族基礎年金	遺族厚生年金
年金額 (2019年)	<p>年金額 = 780,100円 + 子の加算</p> <p>子の加算</p> <p>第1子、第2子：各224,500円</p> <p>第3子以降：各74,800円</p>	<p>年金額 = 報酬比例部分 × 3 / 4</p> <p>中高齢の寡婦加算 40歳から65歳まで年585,100円加算</p> <p>夫死亡時妻が40歳以上65歳未満で子がない場合</p> <p>子が18歳になり遺族基礎年金受給ができなくなった場合</p> <p>被保険者期間300カ月未満は300カ月で計算</p>
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者期間に死亡した場合、または受給資格期間を満した人が死亡した場合</li> <li>・1級2級の障害厚生年金受給者、被保険者期間の初診日から5年以内の人が死亡した場合</li> <li>・保険料納付要件を満たす（保険料納付済期間+免除期間が被保険者期間の3分の2以上）</li> </ul>	

保険料納付要件の特例：死亡日が2026年3月末日までの時は、死亡日が含まれる月の前々月まで直近1年間に保険料の未納がなければよい



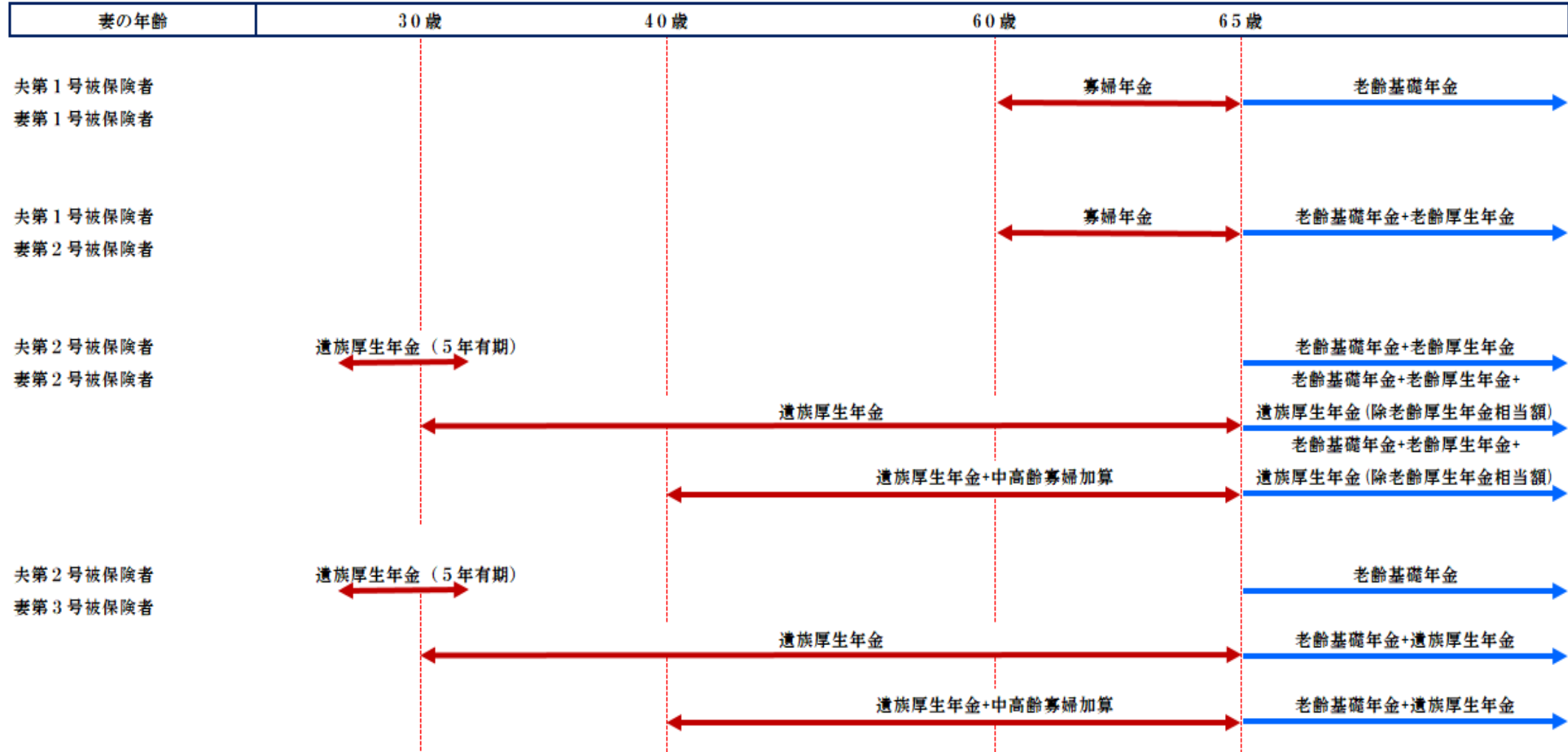
# 遺族年金② 子のある妻の年金

子のある妻が受給する遺族年金



# 遺族年金③ 子のない妻の年金

子のない妻が受給する遺族年金



# 年金財政の枠組み（平成16年 年金制度改革）

○上限を固定したうえでの保険料の引き上げ

国民年金 16,900円 、厚生年金 18.3%

○マクロ経済スライドの導入

負担の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み

○積立金の活用

概ね100年で財政均衡を図る

財政均衡期間終了時に、給付費1年分程度の積立金を保有する

○基礎年金国庫負担を2分の1に引き上げ

# 厚生年金の所得代替率とは

現役男子の平均的な標準報酬額

42.8万円

平成25年の実績見込み  
(賞与を含む、月額換算)

所得代替率 = 21.8万円 / 34.8万円 = 62.7%

現役男子の手取り収入

34.8万円

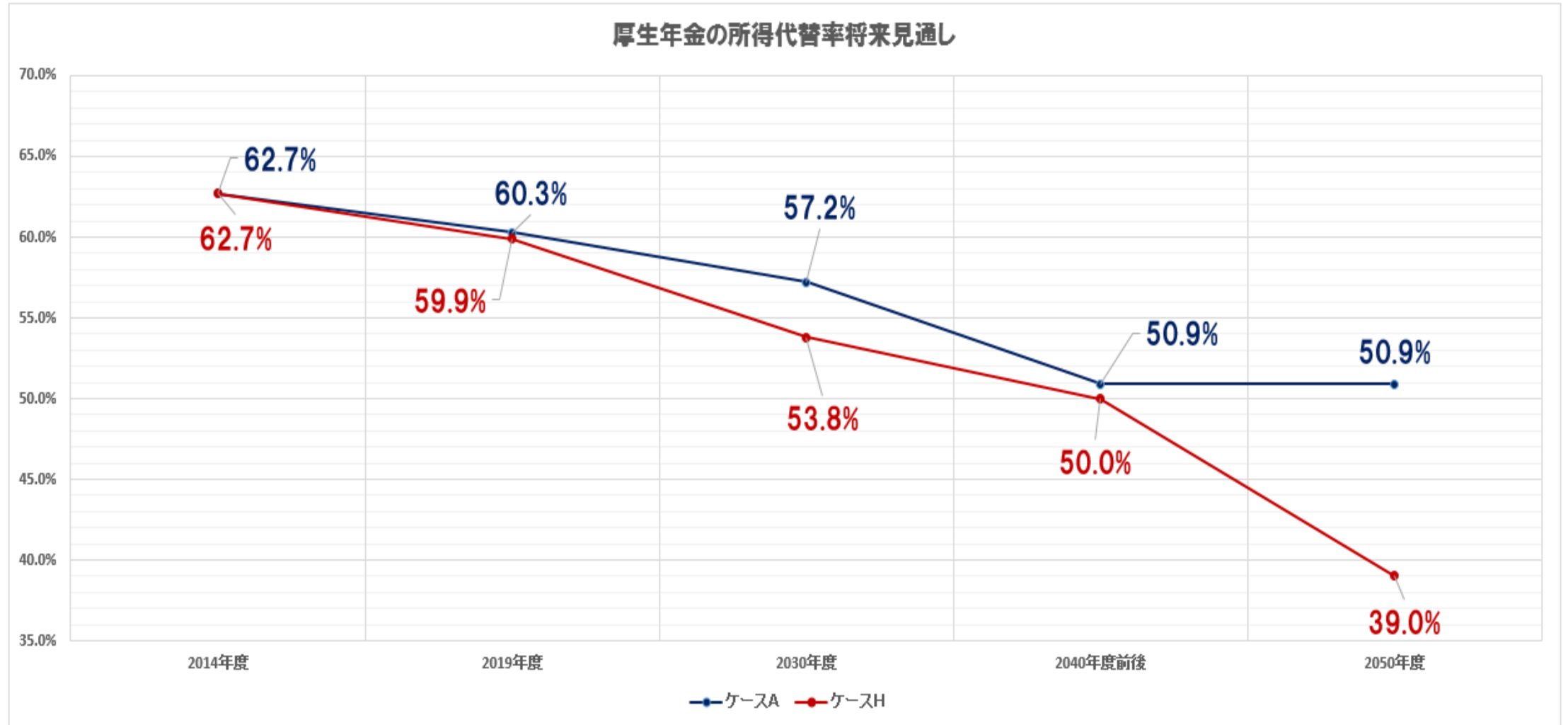
= 標準報酬額 × 0.814  
(0.814: 可処分所得割合)

厚生年金の標準的な年金額

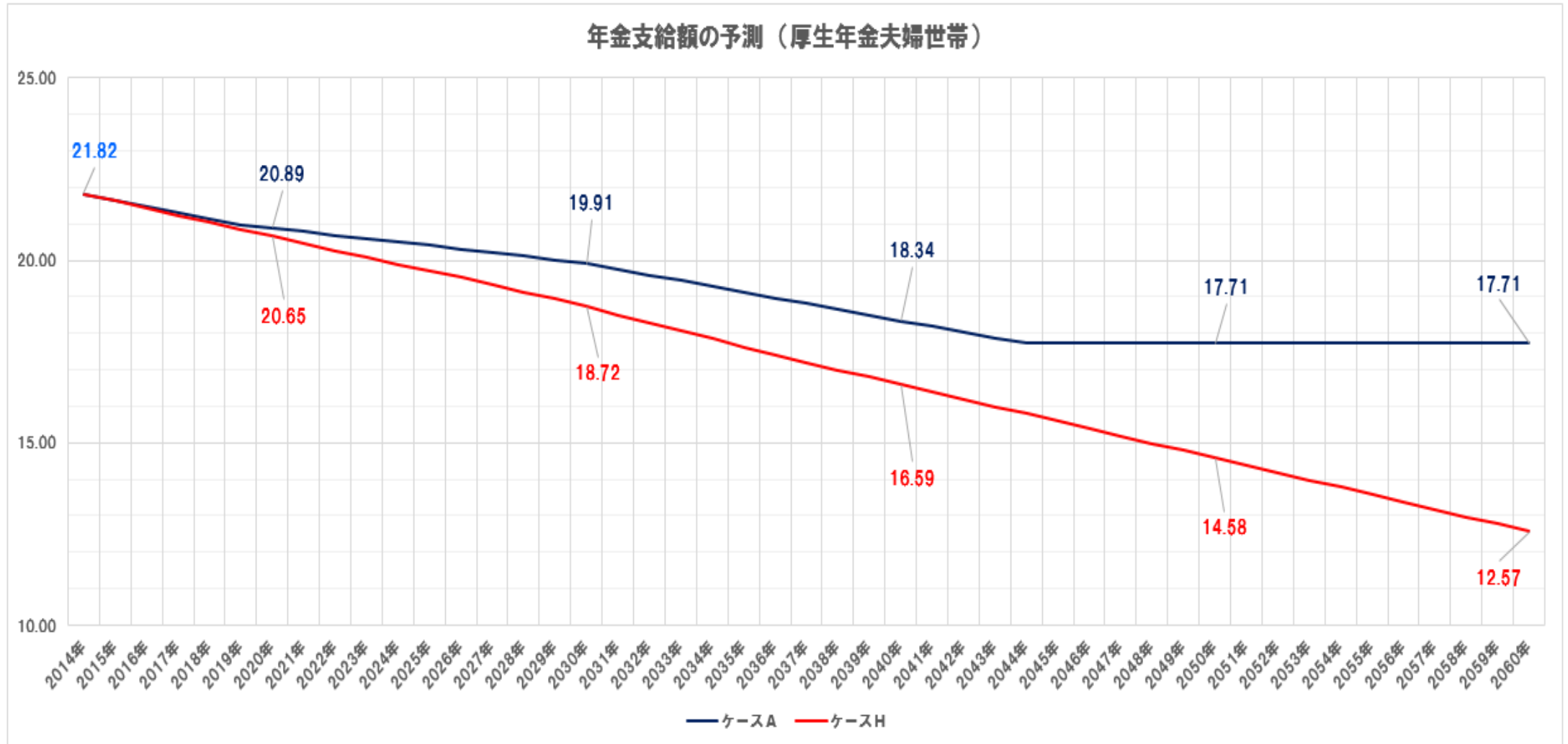
21.8万円

うち報酬比例年金9.0万円  
うち基礎年金(夫婦2人分)12.8万円

# 厚生年金の所得代替率予測



# 厚生年金の支給額推計（2016年財政検証）



# 財政検証の経済前提

		2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
物価上昇率	ケースA	2.6%	2.7%	2.7%	2.2%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%
	ケースH	2.6%	2.3%	2.0%	1.4%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%
	実績	2.9%	0.2%	-0.1%	0.7%	0.7%					
実質賃金上昇率	ケースA	-1.6%	-0.2%	-0.2%	1.4%	1.7%	1.8%	1.9%	1.9%	2.2%	2.1%
	ケースH	-1.6%	-0.7%	0.3%	1.5%	1.6%	1.5%	1.4%	1.3%	1.5%	1.5%
	実績	-2.8%	-0.8%	0.8%	-0.2%	0.2%					
名目運用利回り	ケースA	1.3%	1.9%	2.2%	2.6%	3.1%	3.6%	4.0%	4.3%	4.6%	4.9%
	ケースH	1.3%	1.6%	1.9%	2.1%	2.4%	2.7%	2.9%	3.1%	3.2%	3.4%
	実績	12.7%	-3.8%	5.9%	6.9%						

## **6. 企業保障 退職一時金と企業年金**



# 私的年金制度（企業年金と個人年金）



(2019年3月国民年金基金連合会、生保協会)

# 確定拠出年金と確定給付年金

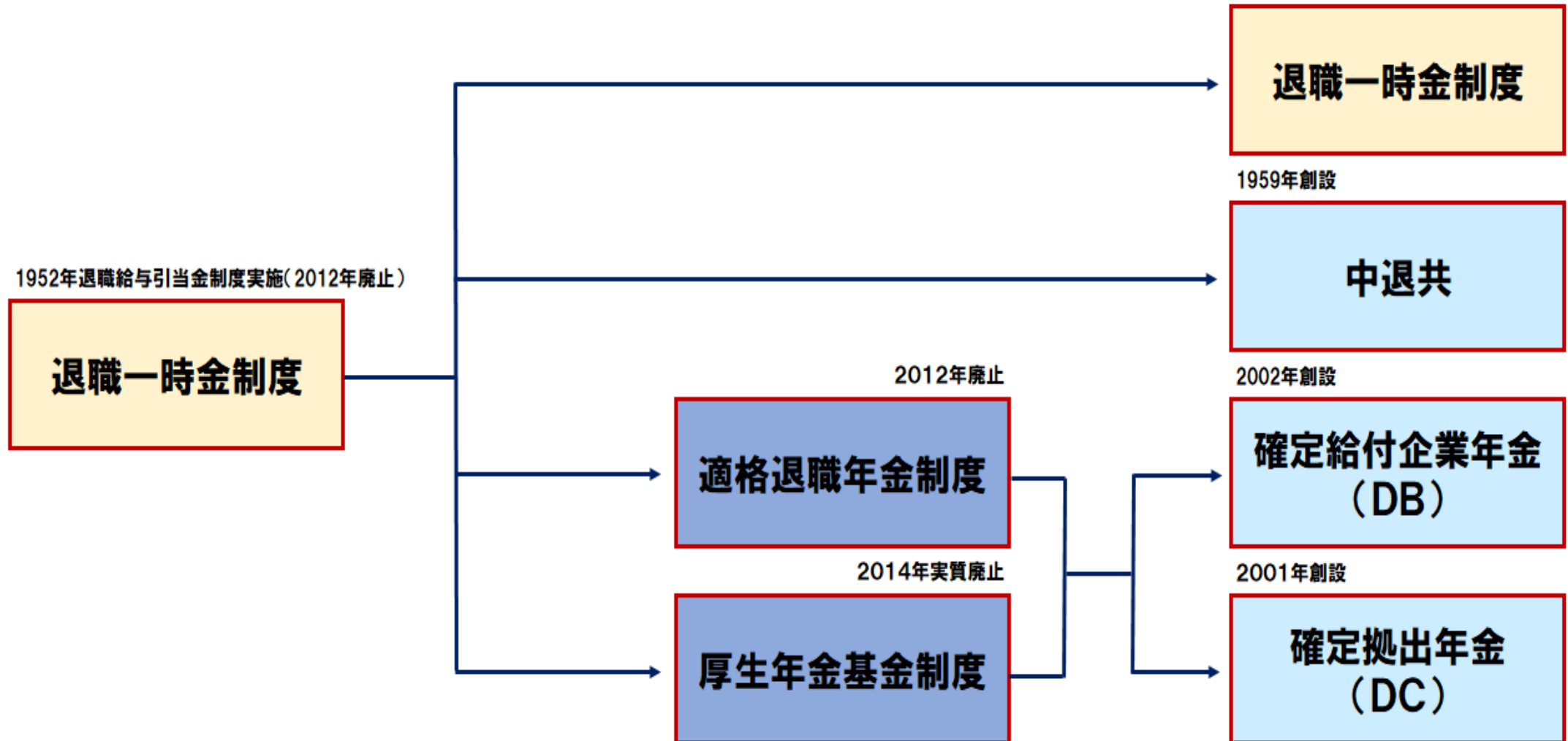
	DC (確定拠出年金)	DB (確定給付企業年金)
特徴	$\text{掛金} + \text{運用収益} = \text{給付額}$ <p style="text-align: center;">↑ 変動する</p>	$\text{掛金} + \text{運用収益} = \text{給付額}$ <p style="text-align: center;">↑ 変動する</p>
根拠法など	確定拠出年金法 (企業型と個人型がある)	確定給付企業年金法 (規約型と基金型がある)
掛金拠出	企業型は事業主が拠出、個人型は加入者が拠出 企業型で規約に定めれば、従業員拠出も可能* 年間の拠出額に上限あり	事業主が拠出 規約に定めれば、従業員拠出も可能 拠出額に上限はない
資産管理	加入者個人ごとに管理	制度全体で管理
年金資産運用	加入者が運用方法を指図 運用リスクは加入者が負う	制度提供者*が信託銀行等に運用を委託 運用リスクは制度提供者が負う
給付	掛金と運用収益の合計に基づき給付 運用成果で給付額が異なってくる	年金規約に定めた金額を給付

\* 従業員拠出: マッチング拠出といわれる      \* 制度提供者: 事業主または企業年金基金(プランスポンサー)

# 退職金・企業年金とは

制度		積立方法	受け取り方	税金
退職一時金制度	内部積立	内部積立	一時金	○一時金の場合 退職所得 ・分離課税 ・退職所得控除
	中退共	外部積立	一時金または年金	
企業年金制度	確定拠出年金	外部積立	一時金または年金	○年金の場合 雑所得 ・総合課税 ・公的年金等控除
	確定給付企業年金	外部積立	一時金または年金	
	厚生年金基金	外部積立	一時金または年金	

# 退職金・企業年金制度の変遷



# 在職中の死亡に対する遺族保障など

## ○弔慰金

- ・社員の死亡退職時に会社から支払われる見舞金
- ・弔慰金限度額までは非課税で受け取ることができる

業務上の死亡 最終報酬月額×36か月

業務外の死亡 最終報酬月額× 6か月

## ○死亡退職金

- ・遺族保障のために支払われる一時金
- ・総合福祉団体定期保険(Aグループ保険)が利用される
- ・相続税の対象

## ○遺族、障害年金

- ・在職中の死亡や障害により退職した場合に支払われる

## **7. 私的保障 生命保険と損害保険**

# 保険商品

		主な商品
生命保険	死亡保険	定期保険、終身保険、定期付き終身保険、変額保険
	生存保険	定額年金保険、変額年金保険
	生死混合保険	養老保険
	団体保険	団体定期保険、総合福祉団体定期保険、団体信用生命保険
	団体年金保険	確定給付企業年金保険、確定拠出企業年金保険、厚生年金保険
	財形	財形保険、財形年金保険
損害保険	火災保険	住宅火災保険、店舗総合火災保険、団地保険、地震保険
	自動車保険	自賠責保険、対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険、車両保険
	賠償責任保険	施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、個人賠償責任保険
第3分野	医療・介護保険	医療保険、がん保険、介護保険
	傷害保険	普通傷害保険、家族傷害保険、海外旅行傷害保険

# 生命保険 保険金額と保険料 (2016年)

(死亡保険加入金額/万円)

	平均	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代
男性	1,793	1,127	2,069	2,396	2,224	1,062
女性	794	823	914	849	904	582

(年間払込保険料/万円)

	平均	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代
男性	22.8	15.0	19.3	25.7	29.8	20.5
女性	17.4	11.4	16.2	17.9	20.6	16.5

\* 生命保険と個人年金保険の合計



# 損害保険 保険料

分類	商品	正味収入保険料(億円)	正味支払保険金(億円)
火災保険	住宅火災保険 住宅総合保険 普通火災保険 店舗総合保険	団地保険 地震保険 長期総合保険 積立生活総合保険	11,504 6,924
自賠責保険 (強制保険)	自動車損害賠償責任保険		10,104 7,415
自動車保険 (任意保険)	対人賠償保険 対物賠償保険 人身傷害保険	無保険車傷害保険 車両保険	41,102 21,837
賠償責任保険	施設賠償責任保険 生産物賠償責任保険 個人賠償責任保険		- -
傷害保険	普通傷害保険 家族傷害保険 交通事故傷害保険 海外旅行傷害保険 所得補償保険	介護費用保険 積立普通傷害保険 積立家族傷害保険 年金払積立傷害保険 利率保証型積立傷害保険	6889 3243

黒字:補償型(掛け捨て)

青字:積立型

2018年3月損害保険協会

# 生命保険の保険料と税金

## 保険会社

資産	負債
	支払備金 責任準備金 契約者配当準備金
	純資産

## 保険料

(生命保険料控除)



○死亡保険金 相続税/所得税/贈与税

○満期金、解約返戻金 所得税(一時所得)

○年金 所得税(雑所得)

保険契約者

# 損害保険の保険料と税金

## 損害保険会社

資産	負債
	支払備金 責任準備金
	純資産

保険料（地震保険料控除）

（地震保険には地震保険料控除）

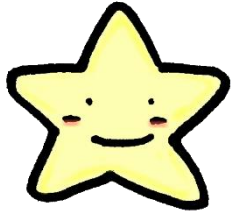


○損害保険金 非課税

○満期金、解約返戻金 所得税(一時所得)

○年金 所得税(雑所得)

保険契約者



## まとめ



- 予想外のリスクに備えるのはとても大事です。
- 予期せぬリスクには、保険で対応します。
- リスクに対する保障手段は、公的保障、企業保障、個人保障の順に考えるとよいでしょう。

## 会社概要

### <社名>

株式会社コンシリウス CONSILIUS Co., Ltd

### <本社所在地>

〒951-8053 新潟市中央区川端町3丁目15番地1

TEL 025-367-3490

email [welcome@consilius2017.com](mailto:welcome@consilius2017.com)

website [www.consilius2017.com](http://www.consilius2017.com)

### <代表者>

秋山 光

### <資本金>

200万円

### <事業の内容>

金融経済及び資産運用に係る教育事業  
セミナー等の企画運営に係る業務  
企業年金、個人年金に係るコンサルティング  
金融機関の年金業務、証券業務に係るコンサルティング  
ファイナンシャルプランニング業務  
出版物、映像物の企画制作及び販売  
インターネットなどによる各種情報サービス

\*当社は保険や金融商品の販売・仲介は行っていません。  
また金融商品取引法に定める投資助言・代理業を行っていません。



株式会社コンシリウスは  
Well-being の実現を支援する  
教育・情報サービス企業です。



株式会社コンシリウス

**補 足 資 料**

# 公的年金等に係る雑所得の計算方法

$$\text{公的年金等に係る雑所得の金額} = (a) \times (b) - (c)$$

年齢	(a)公的年金等の収入金額の合計	(b)割合	(c)控除額
65歳未満	公的年金等の収入額が700,000円までは所得金額はゼロとなる		
	700,001円から1,299,999円まで	100%	700,000円
	1,300,000円から4,099,999円まで	75%	375,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	785,000円
	7,700,000円以上	95%	1,555,000円
65歳以上	公的年金等の収入額が1,200,000円までは所得金額はゼロとなる		
	1,200,001円から3,299,999円まで	100%	1,200,000円
	3,300,000円から4,099,999円まで	75%	375,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	785,000円
	7,700,000円以上	95%	1,555,000円

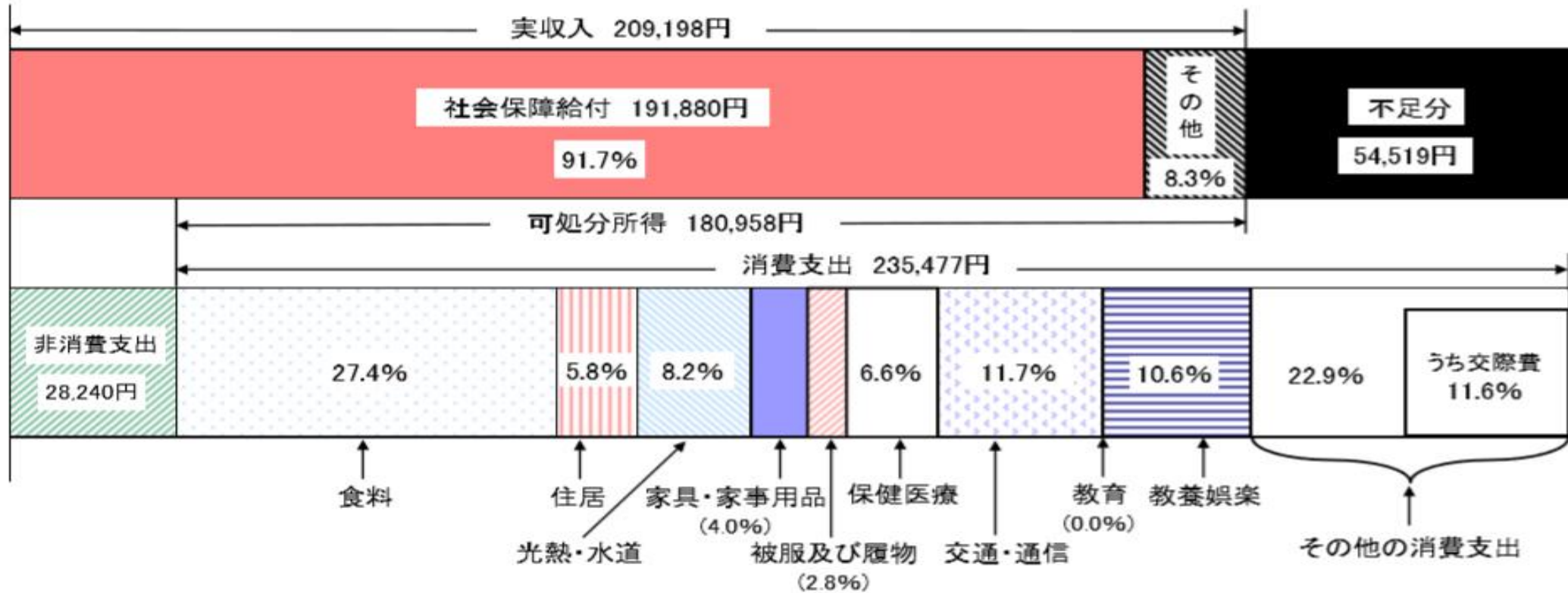
# 所得税率

課税される所得金額	税率	控除額
195万円以下	5%	0円
195万円超 330万円以下	10%	97,500円
330万円超 695万円以下	20%	427,500円
695万円超 900万円以下	23%	636,000円
900万円超 1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円超 4,000万円以下	40%	2,796,000円
4,000万円超	45%	4,796,000円



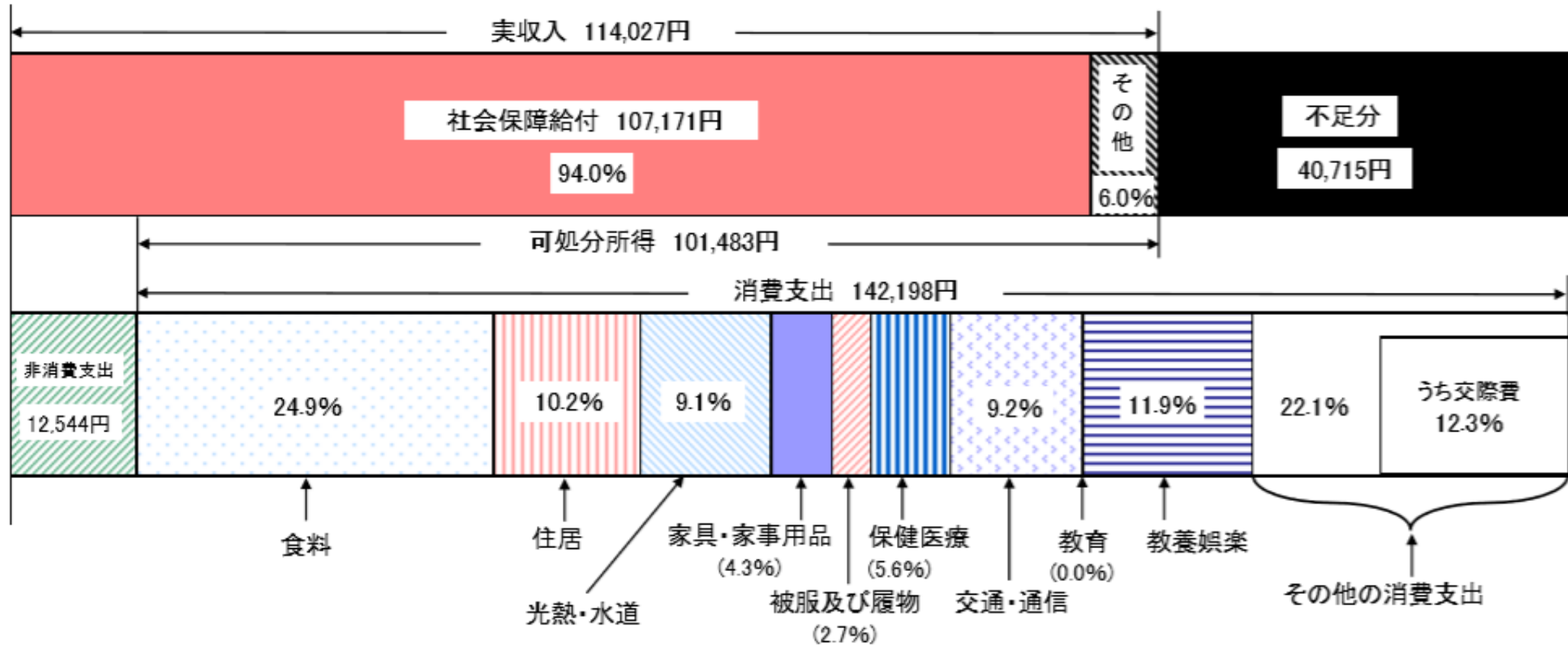
# 高齢無職世帯(2人以上)の収支

図Ⅱ－１－４ 高齢夫婦無職世帯の家計収支 －2017年－

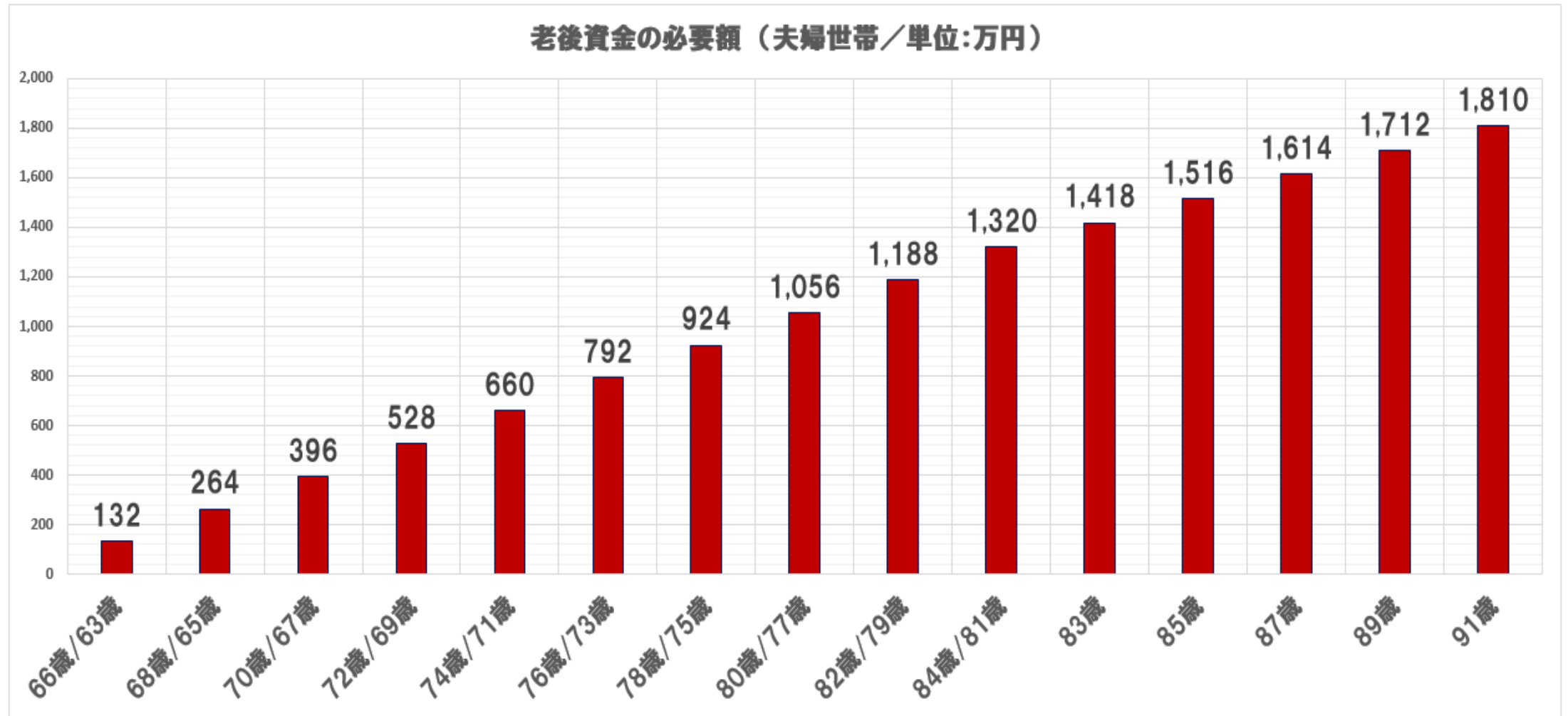


# 高齢無職世帯(単身)の収支

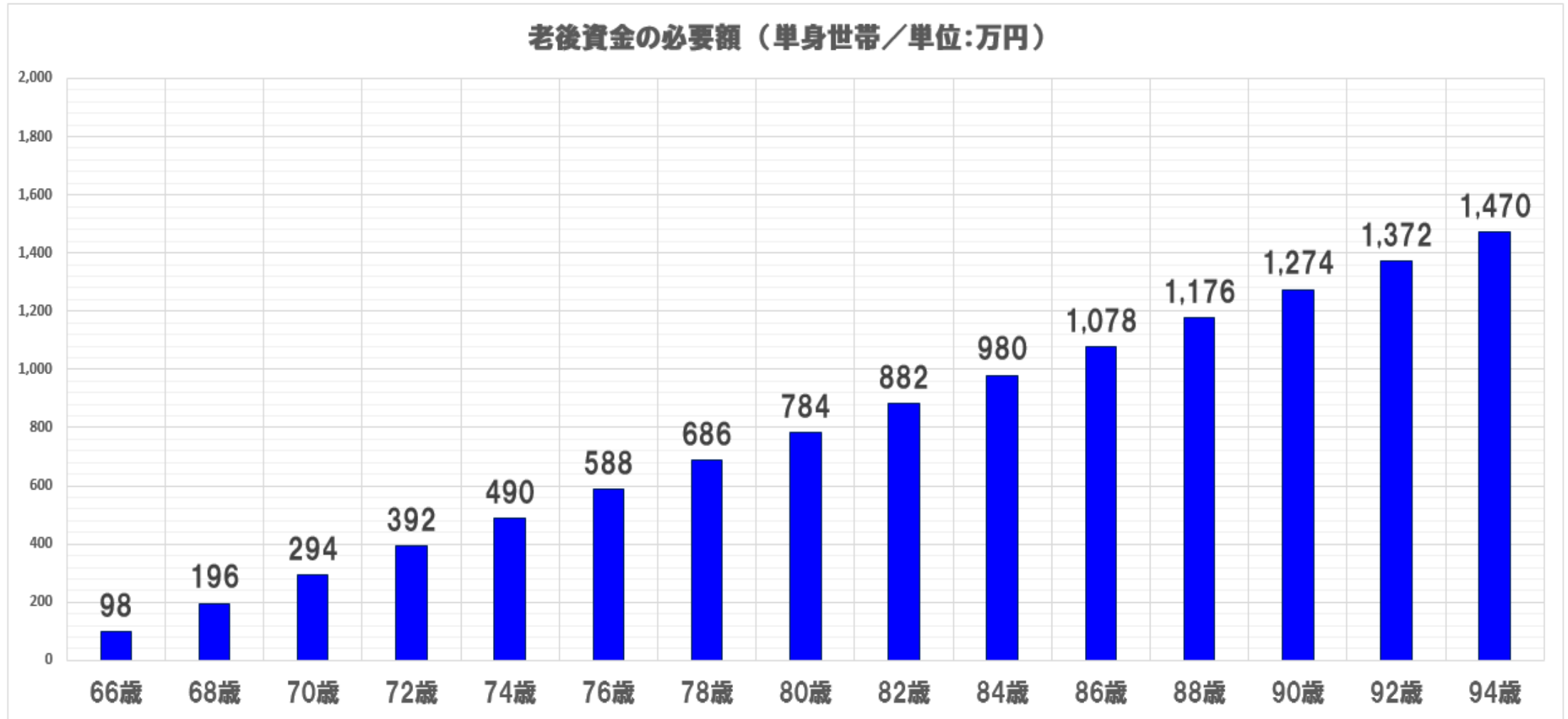
図Ⅲ-2-2 高齢単身無職世帯の家計収支 -2017年-



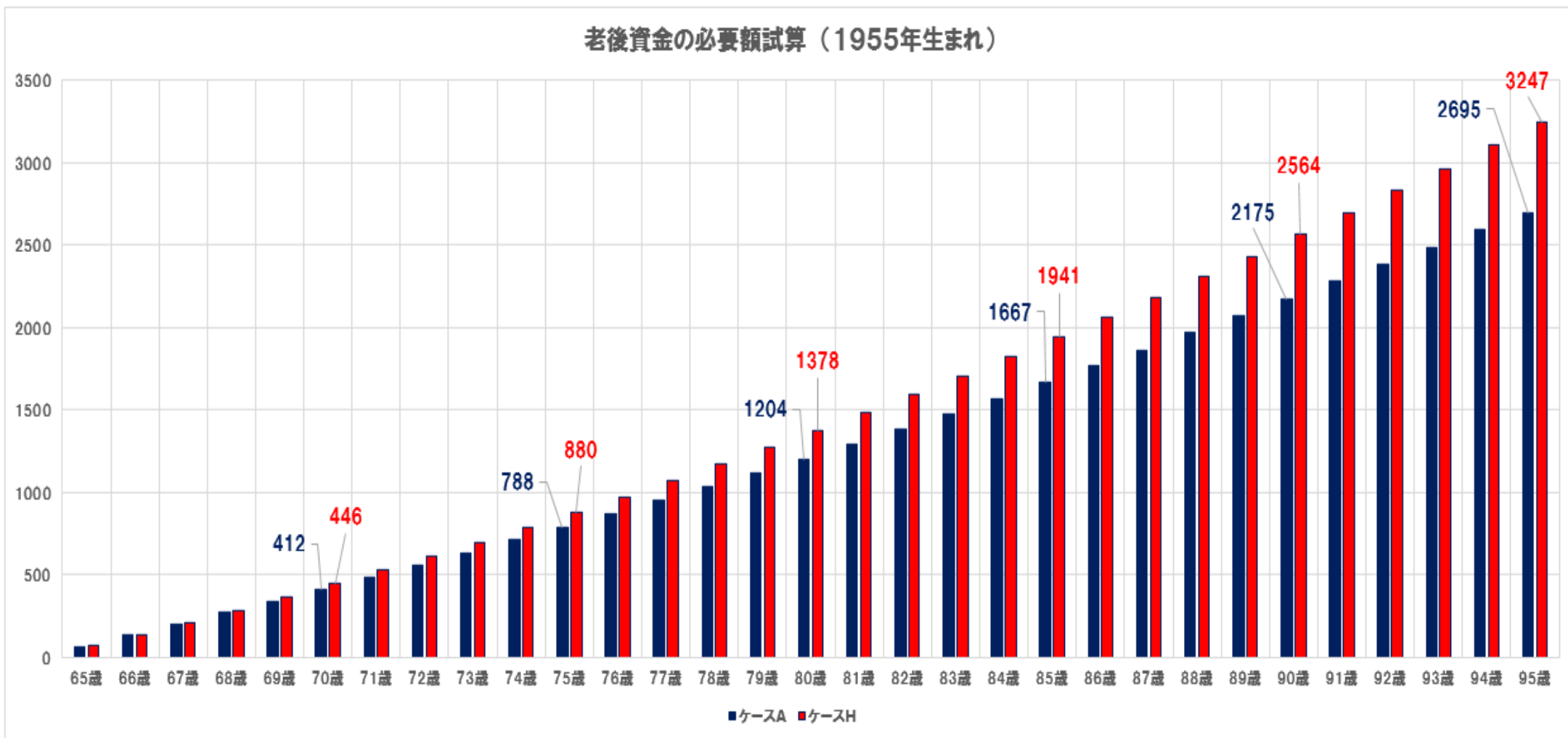
# 老後の費用（夫婦世帯）



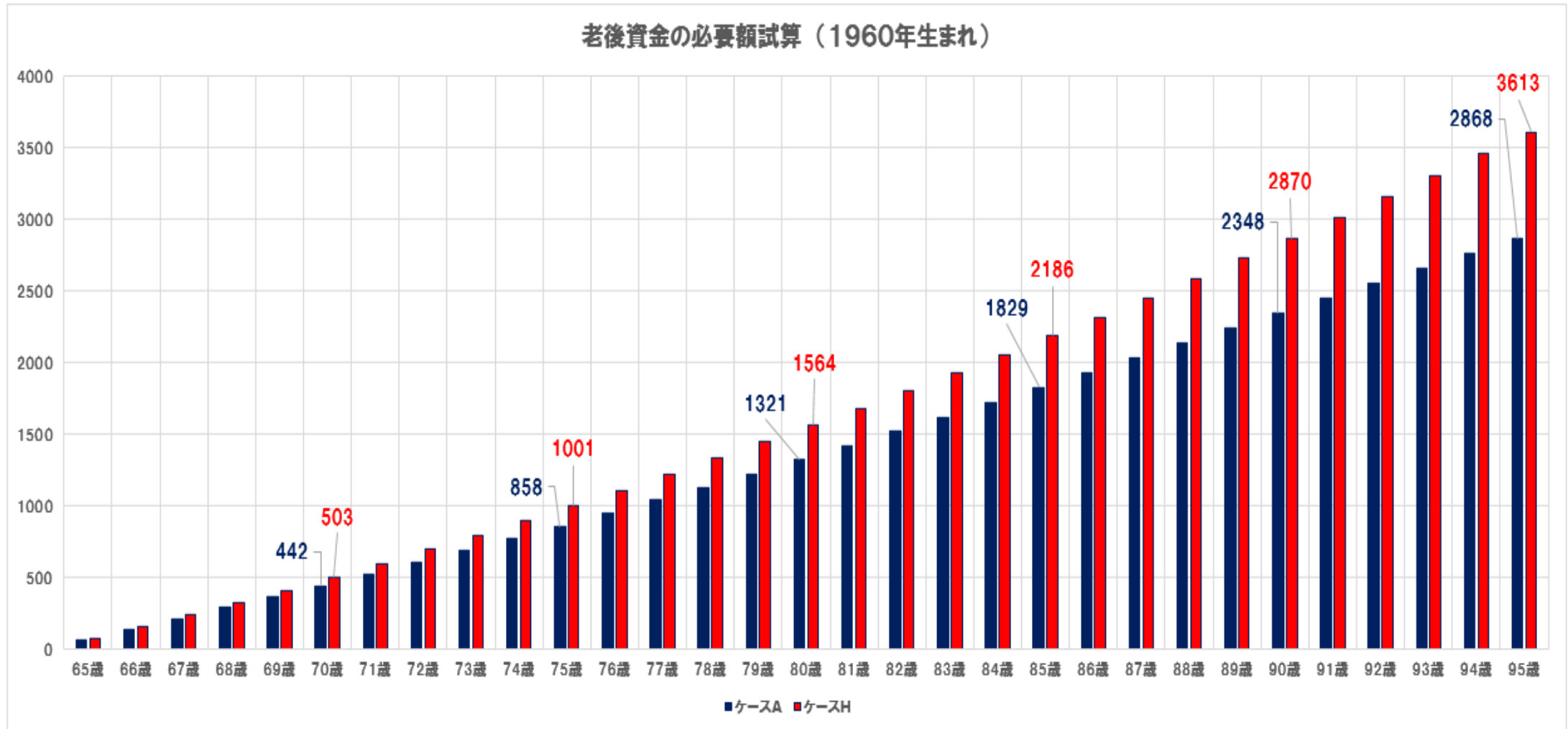
# 老後の費用（単身世帯）



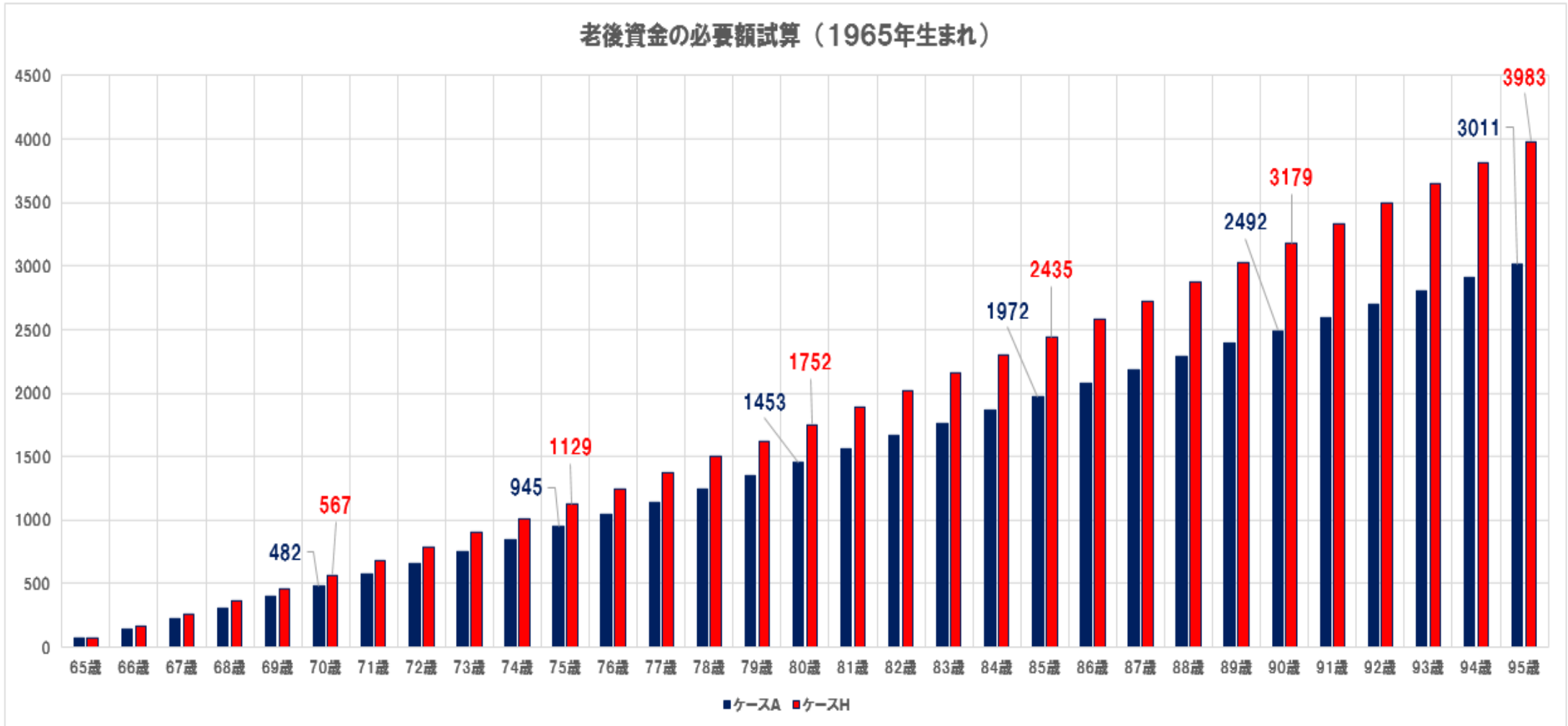
# 老後生活費の不足額



# 老後生活費の不足額



# 老後生活費の不足額

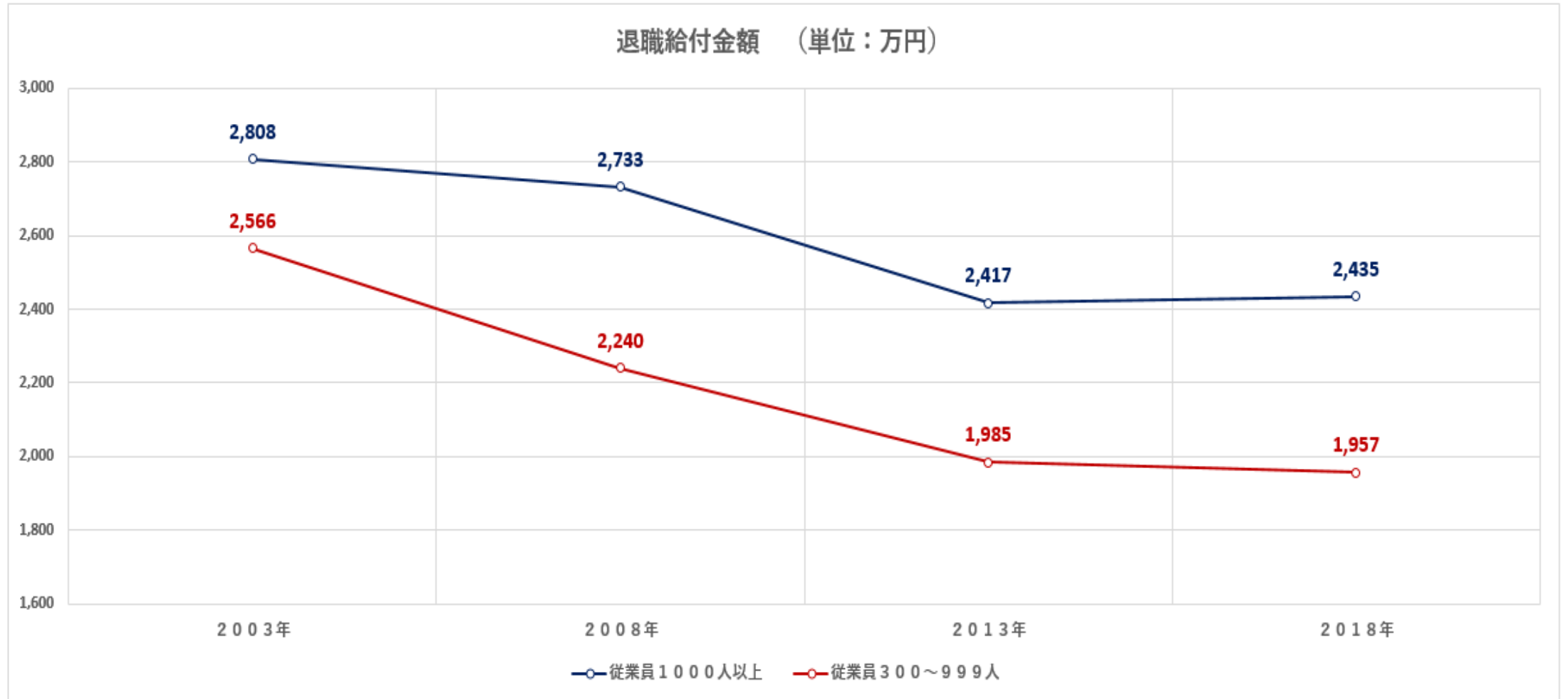


# 退職金・企業年金制度の沿革

1952年	退職給与引当金制度実施（自己都合要支給額の100%）
1959年	中小企業退職金共済制度創設
1962年	適格退職年金制度創設
1966年	厚生年金基金制度創設
1990年	厚生年金基金の自主運用開始（投資顧問会社の運用部門への参入）
1995年	厚生年金基金運用規制の緩和（安全資産50%以上の規制緩和）
1997年	厚生年金基金の改正（予定利率弾力化、給付水準変更の弾力化、5：3：3：2規制の撤廃）
2000年	退職給付に関する新会計基準の導入
2001年	確定拠出年金法の施行、適格退職年金制度の廃止決定（2011年までに）
2002年	確定給付企業年金法の施行、厚生年金基金将来部の代行返上認可、退職給与引当金制度廃止決定（2012年までに取り崩し）
2003年	厚生年金基金過去分の代行返上認可
2004年	確定拠出年金制度拠出限度額の引き上げ
2011年	年金確保支援法成立（DCマッチング拠出実施、投資教育継続的実施の明確化）、適格退職年金制度廃止
2012年	AIJ事件発覚、退職給付会計基準の変更（未認識債務を即時認識へ）、退職給与引当金制度廃止
2014年	改正厚生年金法施行（厚生年金基金制度特例解散制度創設、新設不可）
2017年	改正確定拠出年金法施行（個人型の加入者範囲拡大）
2018年	同上（掛金の年単位化、中小事業主掛金納付制度創設、簡易型企業年金創設、継続投資教育の努力義務化、ポータビリティの拡充）
2019年	同上（営業職員による運営管理機関業務兼営規制の緩和、事業主による運営管理機関評価制度の導入）



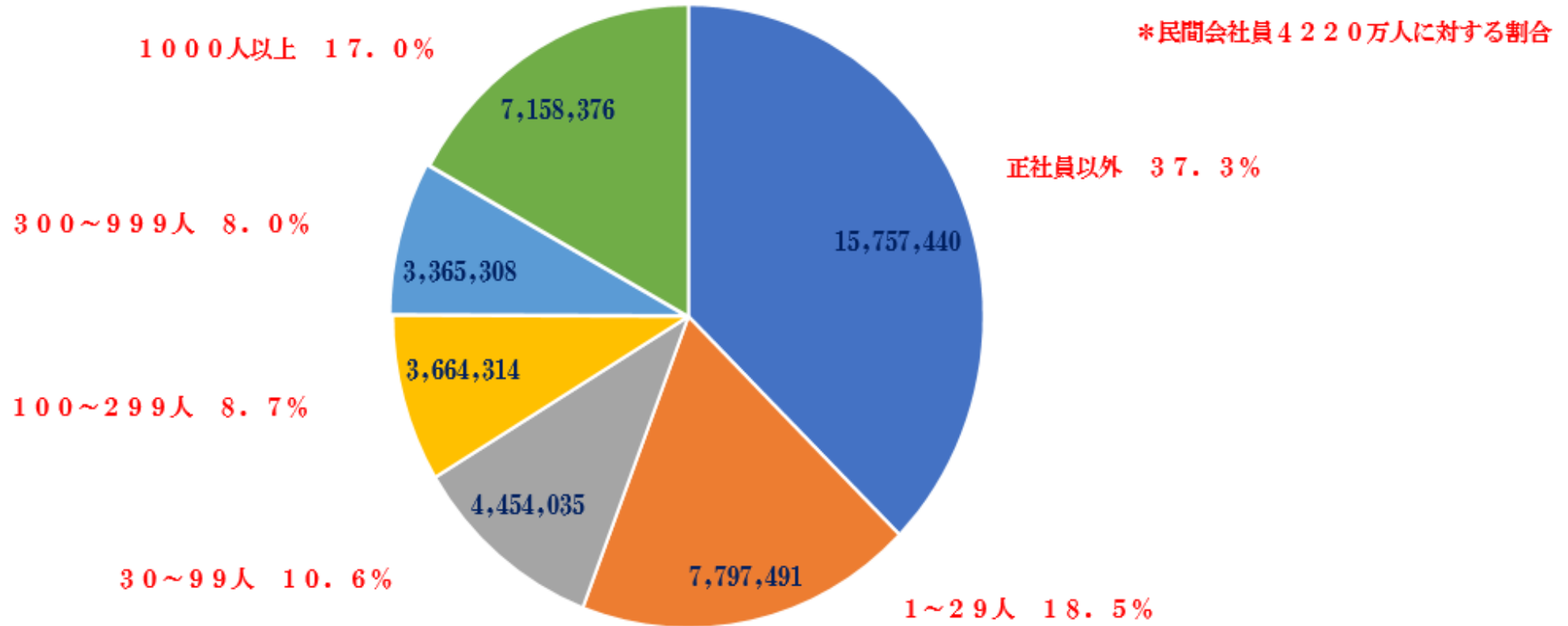
# 退職給付の金額の推移



データ:厚生労働省 就労条件総合調査

# 退職給付対象の正社員数

従業員階級別の正社員数および正社員以外数 (単位:人)



データ:総務省 平成26年経済センサス基礎調査

# 老齢年金 在職老齢年金

在職老齢年金 (基本月額と総報酬月額相当額に応じて、年金支給額を減額)	
60歳から 65歳まで	<p><math>A+B \leq 28</math>万円 全額支給</p> <p><math>B \leq 47</math>万円、<math>A \leq 28</math>万円 年金受給月額 = <math>A - (B + A - 28 \text{万円}) \div 2</math></p> <p><math>B \leq 47</math>万円、<math>A &gt; 28</math>万円 年金受給月額 = <math>A - B \div 2</math></p> <p><math>B &gt; 47</math>万円、<math>A \leq 28</math>万円 年金受給月額 = <math>A - \{(47 \text{万円} + A - 28 \text{万円}) \div 2 + (B - 47 \text{万円})\}</math></p> <p><math>B &gt; 47</math>万円、<math>A &gt; 28</math>万円 年金受給月額 = <math>A - \{(47 \text{万円} \div 2) + (B - 47 \text{万円})\}</math></p> <p>○年金受給月額がマイナスになる場合は、全額支給停止</p>
65歳以降	<p><math>A+B \leq 47</math>万円 全額支給</p> <p><math>A+B &gt; 47</math>万円 年金受給月額 = <math>A - (A+B - 47 \text{万円}) \div 2</math></p> <p>○老齢基礎年金、経過的加算額は全額支給される</p>
退職した時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金額の支給停止がなくなり、全額支給される</li> <li>・年金額に反映されていない厚生年金保険加入期間を追加して、年金額の再計算が行われる</li> </ul>

A 基本月額：加給年金額を除いた老齢厚生年金の月額 (=報酬比例部分)

B 総報酬月額相当額：(その月の標準報酬月額) + (その月以前1年間の標準報酬額/12)


# 老齢年金 雇用保険給付との調整

雇用保険の給付との調整	
失業給付	<ul style="list-style-type: none"><li>○基本手当（65歳未満） 特別支給の老齢厚生年金は、全額支給停止</li><li>○高年齢求職者給付金（65歳以上） 一時金支給で、老齢厚生年金との併給が可能</li></ul>
高年齢雇用継続給付	<ul style="list-style-type: none"><li>○高年齢雇用継続給付（被保険者期間5年以上ある60歳以上65歳未満の雇用保険被保険者が対象） 賃金が60歳到達時の75%未満となった場合、最高で賃金の15%を支給</li><li>○特別支給の老齢厚生年金を受け取っている場合 高年齢雇用継続給付による支給停止（最高で賃金の6%）、在職による支給停止</li></ul>

# 障害年金 労災年金との調整

労災年金との調整 (労災年金を減額)		
障害補償年金	○障害厚生年金+障害基礎年金	障害補償年金を27%減額 (調整率0.73)
	○障害厚生年金	障害補償年金を17%減額 (調整率0.83)
	○障害基礎年金	障害補償年金を12%減額 (調整率0.88)
遺族補償年金	○遺族厚生年金+遺族基礎年金	遺族補償年金を20%減額 (調整率0.80)
	○遺族厚生年金	遺族補償年金を16%減額 (調整率0.84)
	○遺族基礎年金	遺族補償年金を12%減額 (調整率0.88)

# 遺族年金 受け取ることができる遺族と年金の種類

受け取ることができる遺族と年金の種類	
遺族基礎年金	<p>○死亡した人の「子のある配偶者」、または「子」</p> <p>子：死亡時18歳以下（その年度末まで）または20歳未満で障害1級2級、婚姻していないこと</p>
遺族厚生年金	<p>○死亡した人に生計を維持されていた遺族（生計を同一にし、年収850万円未満の人）</p> <p>○30歳未満の子のない妻は5年間有期給付、子のない夫や父母は55歳以上</p>
遺族の優先順位と年金の種類	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="text-align: center; margin-right: 20px;">  <p>優先順位</p> </div> <div style="margin-right: 20px;"> <p>子のある妻、子のある55歳以上の夫</p> <p>子</p> <p>子のない妻</p> <p>子のない55歳以上の夫</p> <p>55歳以上の父母</p> <p>孫</p> <p>55歳以上の祖父母</p> </div> <div style="border: 2px solid red; border-radius: 20px; padding: 10px; text-align: center; width: 150px;"> <p>遺族厚生年金</p> </div> <div style="margin-left: 20px;"> <div style="border: 1px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">遺族基礎年金</div> <div style="border: 1px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px;">中高齢寡婦加算</div> </div> </div>

# 遺族年金 国民年金の独自給付

国民年金の独自給付（第1号被保険者が死亡した場合）	
寡婦年金	<ul style="list-style-type: none"><li>○支給金額（夫の死亡前日までの被保険者期間から算出）<ul style="list-style-type: none"><li>・60歳から65歳になるまで、夫の老齢基礎年金額の3/4を支給</li></ul></li><li>○支給要件など<ul style="list-style-type: none"><li>・夫の保険料納付期間+免除期間が10年以上、夫に生計を維持され婚姻関係が10年以上継続</li><li>・夫が障害基礎年金や老齢基礎年金を受給、妻が繰上げの老齢基礎年金を受給の場合は請求できない</li></ul></li></ul>
死亡一時金	<ul style="list-style-type: none"><li>○保険料納付期間が36月以上ある人が死亡した場合に支給（納付月数により12万円～32万円）<ul style="list-style-type: none"><li>・遺族基礎年金を受給できる「子のある配偶者や子」がいる場合は、支給されない</li><li>・死亡した人が障害基礎年金や老齢基礎年金を受給していた場合は、支給されない</li></ul></li></ul>



# 遺族年金 受給権者が65歳以上の場合（他年金との調整）

遺族厚生年金受給権者が65歳以上の場合	
老齢基礎年金 ＋ 遺族厚生年金	<p>○2006年以降遺族厚生年金を受け取る場合</p> <p>老齢基礎年金+老齢厚生年金+（遺族厚生年金－老齢厚生年金相当額）</p> <p>○2006年以前から遺族厚生年金を受け取っていた場合 ①～③から選択</p> <p>①老齢基礎年金+遺族厚生年金、②老齢基礎年金+老齢厚生年金、</p> <p>③老齢基礎年金+遺族厚生年金の2/3+老齢厚生年金の1/2（配偶者の場合のみ）</p>
障害基礎年金 ＋ 遺族厚生年金	<p>○65歳未満 障害基礎年金か遺族厚生年金のどちらか一方を選択</p> <p>○65歳以降 障害基礎年金と遺族厚生年金の両方を受給可能</p>